

医療第933号
平成30年2月15日

公益財団法人宮城厚生協会 理事長 殿

宮城県知事 村井嘉浩



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成30年2月15日 から 平成35年2月14日 まで

担当：保健福祉部医療政策課医務班 古舘
電話 022-211-2614 FAX022-211-2694
E-mail imu@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1